

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-43263

(P2006-43263A)

(43) 公開日 平成18年2月16日(2006.2.16)

(51) Int. Cl. F I テーマコード(参考)
A 4 7 B 67/04 (2006.01) A 4 7 B 67/04 5 O 1 Z 3 B O 6 O
A 4 7 B 88/20 (2006.01) A 4 7 B 88/20

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2004-230915 (P2004-230915)	(71) 出願人	391028719 株式会社タイガークラウン 新潟県燕市大字小池3330番地4
(22) 出願日	平成16年8月6日(2004.8.6)	(74) 代理人	100092691 弁理士 黒田 勇治
		(72) 発明者	小林 彰 新潟県燕市大字小池3330番地4 株式 会社タイガークラウン内 Fターム(参考) 3B060 MB07

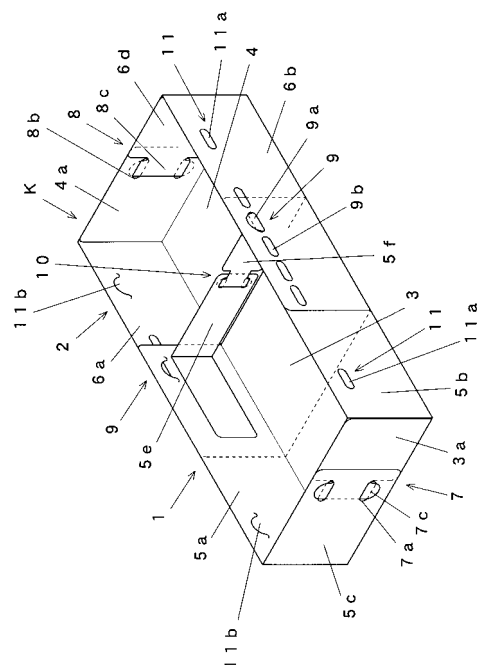
(54) 【発明の名称】 引き出し用衣類収納ケース

(57) 【要約】

【課題】 一対の各ケース体の四角板状の底板の左右辺部に形成された左右の側板を起立形成し、各側板の外方縁部及び底板の外方縁部に形成された重ね板を起立形成し、各重ね板を保持部により重合状に保持し、この一対のケース体を相互に内側外側に突き合わせ重合状に摺動自在に嵌合し、各側板に設けた位置固定部により各ケース体の重合摺動位置を調節固定して全体として開口容器状の衣類収納ケースを組み立てることができる。

【解決手段】 一対の各ケース体1・2は、四角板状の底板3・4と、底板の左右辺部に起立自在に形成された左右の側板5a・5b・6a・6bと、各側板の外方縁部及び底板の外方縁部に起立自在に形成された重ね板3a・4a・5c・5d・6c・6dと、各重ね板を重合状に保持可能な保持部7・8とからなり、かつ、各側板に各ケース体の重合摺動位置を調節固定可能な位置固定部9を設けてなる。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

相互に内側外側に突き合わせ重合状に摺動自在な一对のケース体からなり、上記一对の各ケース体は、四角板状の底板と、該底板の左右辺部に起立自在に形成された左右の側板と、該各側板の外方縁部及び底板の外方縁部に起立自在に形成された重ね板と、該各重ね板を重合状に保持可能な保持部とからなり、かつ、該一对のケース体の各側板に各ケース体の重合摺動位置を調節固定可能な位置固定部を設けてなることを特徴とする引き出し用衣類収納ケース。

【請求項 2】

上記位置固定部は、一方のケース体の左右の側板に形成された係止舌片及び他方のケース体の左右の側板に摺動方向に並列形成された複数個の係止穴からなることを特徴とする請求項 1 記載の引き出し用衣類収納ケース。

10

【請求項 3】

上記保持部は上記一方の側板の外方縁部及び底板の外方縁部に形成された重ね板に形成された重ね係止穴及び上記他方の側板の外方縁部に形成された該重ね係止穴に係止可能な重ね係止舌片からなることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の引き出し用衣類収納ケース。

【請求項 4】

上記一对のケース体のうちの、内側に位置するケース体の各側板に連結片を切り起こし形成し、該各連結片を連結可能な連結穴及び連結舌片からなる連結部を設けてなることを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の引き出し用衣類収納ケース。

20

【請求項 5】

上記各ケース体の側板に隣接配置された他のケース体の側板に接続可能な接続穴及び接続舌片からなる接続部を設けてなることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の引き出し用衣類収納ケース。

【請求項 6】

上記底板、左右の各側板、各重ね板はそれぞれ透明な合成樹脂により一体に形成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の引き出し用衣類収納ケース。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は例えば洋服箆笥や和箆笥、整理箆笥に設置されている引き出し内に衣類等の小物を収納する際に用いられる引き出し用衣類収納ケースに関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来この種の引き出し用衣類収納ケースとして、透明な合成樹脂製の組立展開可能な構造のものが知られている。

【0003】

しかして、この衣類収納ケースを一個又は複数個引き出し内に設置し、衣類収納ケース内にソックスやブラジャー、ランジェリー、ブリーフ等の小物類を収納し、小物類を他の衣類と区分けして整理した状態で収納することになる。

40

【特許文献 1】特許第 2 8 2 9 8 4 0 号

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら上記従来構造の場合、衣類収納ケースの収納容積を可変することができないので、大小数種類の衣類収納ケースを用意する必要があり、それだけ、小物類の整理収納が困難となって雑然とした収納状態を呈することがあり、又、小物類を選択して取り出し難いことがあると共に引き出し内のスペースの有効利用が図れないことがある不都合を

50

有している。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明はこれらの不都合を解決することを目的とするもので、本発明のうちで、請求項1記載の発明は、相互に内側外側に突き合わせ重合状に摺動自在な一对のケース体からなり、上記一对の各ケース体は、四角板状の底板と、該底板の左右辺部に起立自在に形成された左右の側板と、該各側板の外方縁部及び底板の外方縁部に起立自在に形成された重ね板と、該各重ね板を重合状に保持可能な保持部とからなり、かつ、該一对のケース体の各側板に各ケース体の重合摺動位置を調節固定可能な位置固定部を設けてなることを特徴とする引き出し用衣類収納ケースにある。

10

【0006】

又、請求項2記載の発明は、上記位置固定部は、一方のケース体の左右の側板に形成された係止舌片及び他方のケース体の左右の側板に摺動方向に並列形成された複数個の係止穴からなることを特徴とするものであり、又、請求項3記載の発明は、記保持部は上記一方の側板の外方縁部及び底板の外方縁部に形成された重ね板に形成された重ね係止穴及び上記他方の側板の外方縁部に形成された該重ね係止穴に係止可能な重ね係止舌片からなることを特徴とするものであり、又、請求項4記載の発明は、上記一对のケース体のうちの、内側に位置するケース体の各側板に連結片を切り起こし形成し、該各連結片を連結可能な連結穴及び連結舌片からなる連結部を設けてなることを特徴とするものである。

【0007】

20

又、請求項5記載の発明は、上記各ケース体の側板に隣接配置された他のケース体の側板に接続可能な接続穴及び接続舌片からなる接続部を設けてなることを特徴とするものであり、又、請求項6記載の発明は、上記底板、左右の各側板、各重ね板はそれぞれ透明な合成樹脂により一体に形成されていることを特徴とするものである。

【発明の効果】

【0008】

本発明は上述の如く、請求項1記載の発明にあっては、一对の各ケース体の四角板状の底板の左右辺部に形成された左右の側板を起立形成し、各側板の外方縁部及び底板の外方縁部に形成された重ね板を起立形成し、各重ね板を保持部により重合状に保持し、この一对のケース体を相互に内側外側に突き合わせ重合状に摺動自在に嵌合し、各側板に設けた位置固定部により各ケース体の重合摺動位置を調節固定して全体として開口容器状の衣類収納ケースを組み立てることができ、よって、この衣類収納ケースを箆笥の引き出し内に配置することになり、この衣類収納ケースを一個又は複数個引き出し内に設置することにより、衣類収納ケース内にソックスやブラジャー、ランジェリー、ブリーフ等の小物類を収納することができ、よって、小物類を他の衣類と区別して整理した状態で収納することができ、それだけ小物類の選択取り出しが容易となると共に引き出し内のスペースの有効利用を図ることができ、また不使用時や商品流通段階においては、容易に平板状に展開することができ、それだけ保管や運搬面での融通性を高めることができる。

30

【0009】

又、請求項2記載の発明にあっては、上記位置固定部は、一方のケース体の左右の側板に形成された係止舌片及び他方のケース体の左右の側板に摺動方向に並列形成された複数個の係止穴からなるので、一方のケース体に形成された係止舌片を他方のケース体に形成された複数個の係止穴のうちの選択した係止穴に差し込むことにより各ケース体の重合摺動位置を容易に調節固定することができ、又、請求項3記載の発明にあっては、上記保持部は上記一方の側板の外方縁部及び底板の外方縁部に形成された重ね板に形成された重ね係止穴及び上記他方の側板の外方縁部に形成された、重ね係止穴に係止可能な重ね係止舌片からなるので、各ケース体の展開及び組立を容易に行うことができ、又、請求項4記載の発明にあっては、上記一对のケース体のうちの、内側に位置する一方のケース体の各側板に連結片を切り起こし形成し、各連結片を連結可能な連結穴及び連結舌片からなる連結部を設けてなるから、各ケース体からなる衣類収納ケース内を区画することができ、それ

40

50

だけ収納を良好に行うことができると共に衣類収納ケースを保形することができる。

【0010】

又、請求項5記載の発明にあつては、上記各ケース体の側板に隣接配置された他のケース体の側板に接続可能な接続穴及び接続舌片からなる接続部を形成しているから、隣接する衣類収納ケースを相互に連結することができ、使用の融通性を高めることができ、又、請求項6記載の発明にあつては、上記底板、左右の各側板、各重ね板はそれぞれ透明な合成樹脂により一体に形成されているから、底板、左右の各側板、各重ね板を介して収納した衣類を目視確認することができ、それだけ使用し易いものとなる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

図1乃至図6は本発明の実施の形態例を示し、1・2は相互に内側外側に突き合わせ重合状に摺動自在な一对のケース体であつて、この一对の各ケース体1・2は、四角板状の底板3・4と、底板3・4の左右辺部に折縁Fにより起立自在に形成された左右の側板5a・5bケース体・6a・6bと、各側板5a・5b・6a・6bの外方縁部及び底板3・4の外方縁部に折縁Fにより起立自在に形成された重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aと、各重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aを重合状に保持可能な保持部7・8からなり、一对のケース体1・2の各側板5a・5b・6a・6bに各ケース体1・2の重合摺動位置を調節固定可能な位置固定部9を設けて構成されている。

【0012】

この場合、上記底板3・4、左右の各側板5a・5b・6a・6b、各重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aはそれぞれ透明な合成樹脂により一体に形成されている。

【0013】

この場合、上記位置固定部9は、一方のケース体1の左右の側板5a・5bに形成された係止舌片9a及び他方のケース体2の左右の側板6a・6bに摺動方向に並列形成された複数個の係止穴9b・・・からなり、この係止舌片9aは側板5a・6aの切り起こしにより形成されている。

【0014】

又、この場合、上記保持部7・8は上記一方の側板5a・6aの外方縁部及び底板3・4の外方縁部に形成された重ね板3a・4a・5c・6cに形成された重ね係止穴7a・7b・8a・8b及び上記他方の側板5b・6bの外方縁部に形成された、重ね係止穴7a・7b・8a・8bに係止可能な重ね係止舌片7c・8cからなる。

【0015】

又、この場合、上記一对のケース体のうちの、内側に位置する一方のケース体1の各側板5a・5bに連結片5e・5fを切り起こし形成し、各連結片5e・5fを連結可能な連結穴10a及び連結舌片10bからなる連結部10を設けてなる。

【0016】

又、この場合、上記各ケース体1・2の側板に隣接配置された他のケース体の側板に接続可能な接続穴11a及び接続舌片11bからなる接続部11を形成している。

【0017】

この実施の形態例は上記構成であるから、図3の如く、展開状態において、一对の各ケース体1・2の四角板状の底板3・4の左右辺部に形成された左右の側板5a・5b・6a・6bを折縁Fにより起立形成し、この各側板5a・5b・6a・6bの外方縁部及び底板3・4の外方縁部に形成された重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aを折縁Fにより起立形成し、図2の如く、各重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aを保持部7・8により重合状に保持し、図1の如く、この一对のケース体1・2を相互に内側外側に突き合わせ重合状に摺動自在に嵌合し、各側板5a・5b・6a・6bに設けた位置固定部9により各ケース体1・2の重合摺動位置を調節固定して全体として開口容器状の衣類収納ケースKを組み立てることができ、よって、この衣類収納ケースKを箆筥Wの引き出しG内に配置することになる。

【0018】

10

20

30

40

50

したがって、図6の如く、この衣類収納ケースKを一個又は複数個引き出しG内に設置することにより、衣類収納ケースK内にソックスやブラジャー、ランジェリー、ブリーフ等の小物類Mを収納することができ、よって、小物類を他の衣類と区分けして整理した状態で収納することができ、それだけ小物類の選択取り出しが容易となると共に引き出し内のスペースの有効利用を図ることができ、また不使用時や商品流通段階においては、図3の如く、容易に平板状に展開することができ、それだけ保管や運搬面での融通性を高めることができる。

【0019】

この場合、上記位置固定部9は、一方のケース体1の左右の側板5a・5bに形成された係止舌片9a及び他方のケース体2の左右の側板6a・6bに摺動方向に並列形成された複数の係止穴9b・・・からなるので、一方のケース体1に形成された係止舌片9aを他方のケース体2に形成された複数の係止穴9b・・・のうちの選択した係止穴9bに差し込むことにより各ケース体1・2の重合摺動位置を容易に調節固定することができ、又、この場合、上記保持部7・8は上記一方の側板5a・6aの外方縁部及び底板3・4の外方縁部に形成された重ね板3a・4a・5c・6cに形成された重ね係止穴7a・7b・8a・8b及び上記他方の側板5b・6bの外方縁部に形成された、重ね係止穴7a・7b・8a・8bに係止可能な重ね係止舌片7c・8cからなるので、各ケース体1・2の展開及び組立を容易に行うことができ、又、この場合、上記一对のケース体のうちの、内側に位置する一方のケース体1の各側板5a・5bに連結片5e・5fを切り起こし形成し、各連結片5e・5fを連結可能な連結穴10a及び連結舌片10bからなる連結部10を設けてなるから、各ケース体1・2からなる衣類収納ケースK内を区画することができ、それだけ収納を良好に行うことができると共に衣類収納ケースKを保形することができる。

【0020】

又、この場合、上記各ケース体1・2の側板5a・6a・5b・6bに隣接配置された他のケース体1・2の側板5a・6a・5b・6bに接続可能な接続穴11a及び接続舌片11bからなる接続部11を形成しているから、図6の如く、隣接する衣類収納ケースKを相互に連結することができ、使用の融通性を高めることができ、又、この場合、上記底板3・4、左右の各側板5a・5b・6a・6b、各重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aはそれぞれ透明な合成樹脂により一体に形成されているから、底板3・4、左右の各側板5a・5b・6a・6b、各重ね板5c・5d・6c・6d・3a・4aを介して収納した衣類を目視確認することができ、それだけ使用し易いものとなる。

【0021】

尚、本発明は上記実施の形態例に限られるものではなく、ケース体1・2、係合部7・8、位置固定部9、連結部10・接続部11の材質、形状や構造等は適宜変更して設計される。

【0022】

以上、所期の目的を充分達成することができる。

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図1】本発明の実施の形態例の全体斜視図である。

【図2】本発明の実施の形態例の分離斜視図である。

【図3】本発明の実施の形態例の展開平面図である。

【図4】本発明の実施の形態例の側面図である。

【図5】本発明の実施の形態例の側面図である。

【図6】本発明の実施の形態例の使用状態図である。

【符号の説明】

【0024】

- 1 ケース体
- 2 ケース体

10

20

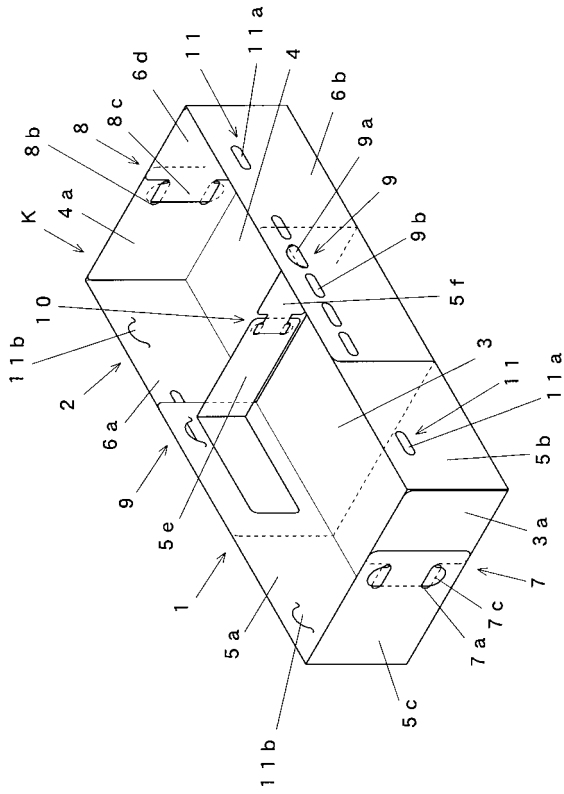
30

40

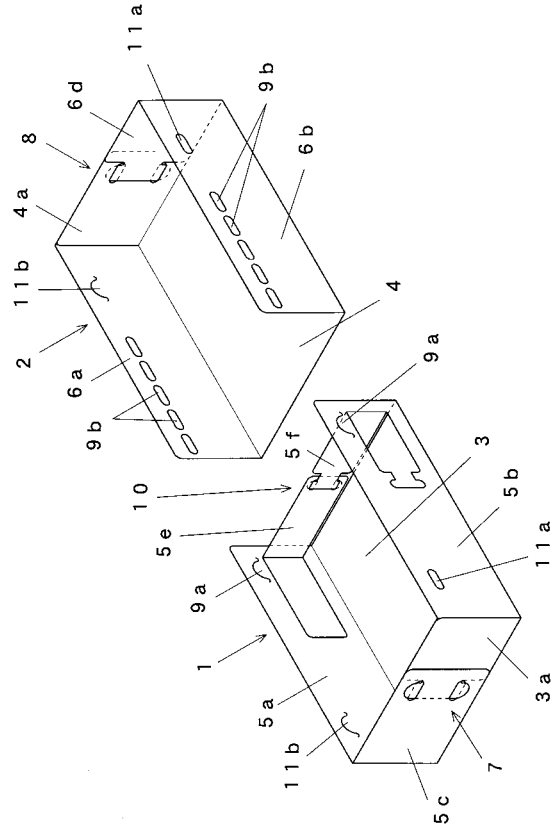
50

3	底板	
3 a	重ね板	
4	底板	
4 a	重ね板	
5 a	側板	
5 b	側板	
5 c	重ね板	
5 d	重ね板	
5 e	連結片	
5 f	連結片	10
6 a	側板	
6 b	側板	
6 c	重ね板	
6 d	重ね板	
7	保持部	
7 a	係止穴	
7 b	係止穴	
7 c	係止舌片	
8	保持部	
8 a	係止穴	20
8 b	係止穴	
8 c	係止舌片	
9	位置固定部	
9 a	係止舌片	
9 b	係止穴	
10	連結部	
10 a	連結穴	
10 b	連結舌片	
11	接統部	
11 a	接統穴	30
11 b	接統舌片	

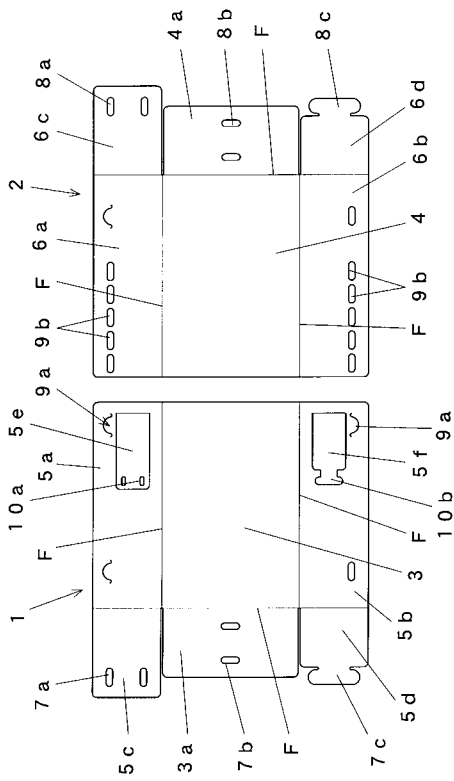
【 図 1 】



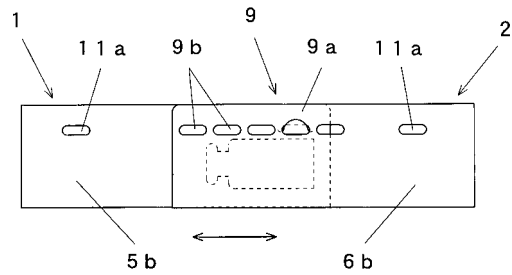
【 図 2 】



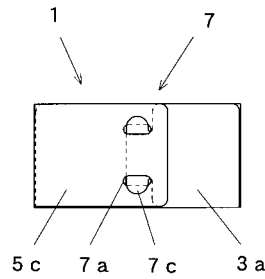
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

